

(目的)

第1条 この要綱は、障害福祉サービス等従事者養成研修課程を修了し、練馬区の区域内（以下「区内」という。）の障害福祉サービス事業所において障害福祉サービスに従事する者に対し、練馬区障害福祉サービス等従事者養成研修課程受講料助成金（以下「助成金」という。）を交付し、障害福祉サービス従事者の確保および職場への定着を支援し、もって区民に対する良質な障害福祉サービスの安定的な提供の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「障害福祉サービス等従事者養成研修課程」とは、つぎに掲げる研修課程をいう。

- (1) 指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第538号。以下「厚生労働省告示」という。）第1条第5号に規定する重度訪問介護従事者養成研修の課程
- (2) 厚生労働省告示第1条第6号に規定する同行援護従事者養成研修の課程
- (3) 厚生労働省告示第1条第7号に規定する行動援護従事者養成研修の課程
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第5条第27項に規定する移動支援事業を適切かつ円滑に実施するために必要な知識等を得るための研修

2 この要綱において「障害福祉サービス事業所」とは、区内でつぎに掲げる事業または施設を運営する事業所をいう。

- (1) 総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う事業
- (2) 総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設
- (3) 練馬区地域生活支援事業実施要綱（平成18年10月1日18練福地第1463号）第49条に規定する移動支援事業

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、つぎに掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和7年4月1日以後に障害福祉サービス等従事者養成研修課程を修了し、その証明書の交付を受けた者であること。
- (2) 障害福祉サービス等従事者養成研修課程の修了日から3か月以内に区内の障害福祉サービス事業所に障害福祉サービス従事者として就労していること。
- (3) 助成金の交付の申請時において、前号に規定する障害福祉サービス事業所に障害福祉サービス従事者として就労しており、その就労期間が障害福祉サービス等従事者養成研修課程の修了後6か月以上継続していること。ただし、非定型的パートタイムヘルパー（短時間労働者であって、月、週または日の勤務時間が一定期間ごとに作成される勤務表により、非定型的に特定される者をいう。）にあつては、従事時間が通算して90時間を超えている場合に限る。
- (4) 助成金の交付の申請に係る障害福祉サービス等従事者養成研修の受講料について、他に助成を受けていないこと。

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、障害福祉サービス等従事者養成研修の受講料(テキスト代、実習に要した費用等を含む。以下同じ。)であって、助成対象者が当該研修を実施した養成機関に支払った額とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)と別表に定める助成基準額を比較していずれか低い額とする。

2 助成金の額の総額は、毎年度予算の範囲内で区長が定める額を限度とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、練馬区障害福祉サービス等従事者養成研修受講料助成金交付申請書兼請求書(第1号様式)につぎの書類を添えて区長に提出しなければならない。

(1) 障害福祉サービス等従事者養成研修課程の修了証明書(研修を行った者が交付したものに限り)の写し

(2) 障害福祉サービス等従事者養成研修について、申請者が受講料を支払ったことおよびその支払った額を証明する領収書

2 前項に規定する申請の期限は、申請者が第3条各号に掲げる要件を全て満たした日の翌日から起算して3か月以内とする。ただし、区長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(交付の決定)

第7条 区長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その申請内容を審査し、適正と認めるときは助成金の交付決定を行うものとする。

2 区長は、助成金の交付を決定したときは練馬区障害福祉サービス等従事者養成研修受講料助成金交付決定通知書(第2号様式)により、助成金の交付をしないことを決定したときは練馬区障害福祉サービス等従事者養成研修受講料助成金不交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知する。

(助成金の交付)

第8条 区長は、前条第2項の規定により助成金の交付を決定したときは、申請者に対し速やかに助成金を交付するものとする。

2 助成金の交付は、申請者本人名義の口座へ口座振替の方法により行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則 (令和7年9月25日 7練福障第10773号)

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

研修	助成基準額
重度訪問介護従事者養成研修	19,000円
同行援護従事者養成研修一般課程	37,000円
同行援護従事者養成研修応用課程	28,000円

行動援護従事者養成研修	37,000円
移動支援従事者養成研修	15,000円